



埼玉県のマスコット
コバトン

新規に事業所の開設を予定している皆様へ (介護サービス情報公表制度のご案内)

埼玉県福祉部高齢者福祉課

○ 介護サービス情報公表制度

この制度は、利用者自身が介護サービス事業所を適切に選択できるよう情報提供の仕組みとして導入された制度です。

また、介護保険法により介護サービス事業者は、介護サービス情報について、介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされています。(法第115条)

○ 今後の手続きの概要（詳細は、ホームページ掲載の案内を参照。）

- 1 “基本情報”の調査票の様式を下記ホームページアドレスからダウンロードし、作成してください。

さいたま介護ねっと（介護サービス情報の公表に関するページ）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/jouhou-kouhyou/index.html>

- 2 1で作成したものを指定申請関係書類と一緒に、指定申請関係書類提出先に提出してください。

- 3 後日、埼玉県指定情報公表センターから公表システムのアクセスに必要なID、パスワードをお知らせします。

（事業所指定が認められなかった場合は廃番となります。）

※ 指定の時期によっては、ご提出いただいてからお知らせするまでに数カ月程度のお時間をいただく場合がございます。お知らせ時期の目安につきましては、ホームページ上の公表スケジュールをご確認いただくか、埼玉県指定情報公表センターまでお問い合わせください。

- 4 下記のホームページアドレスにアクセスし、調査票画面から書面調査で報告したものと同一内容を入力してください。

「埼玉県介護サービス情報報告システム」 <https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/11/>

- 5 「介護サービス情報の公表」制度に関するお問い合わせは、埼玉県高齢者福祉課または埼玉県指定情報公表センターへご連絡ください。

埼玉県指定情報公表センター

（委託先：NPO法人ケアマネジメントサポートセンター）

TEL 048-612-3150

FAX 048-840-1921

メール saitamakouhyou@e-cmc.jp

対応時間 平日の月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

Q & A

1 どのような場合に調査が行われるのか

『「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針』（平成24年10月1日施行）により次に該当する事業所となります。

- ① 新規事業所
- ② 報告内容に疑義があり確認、修正に応じない事業所
- ③ 報告内容に相当程度疑義ある事業所
- ④ 報告内容が事実と異なると、利用者等から通報がある事業所
- ⑤ 自ら調査の実施を希望する事業所

※1 ①は書面調査、②～⑤は訪問調査となります。

2 ②～④の事業所は、過去1年間に受領した介護給付費が100万円超である事業所に限ります。

2 公表対象となる事業所

次のとおりです。

- ① 新規事業所
 - ② 過去1年間に受領した介護給付費が100万円超である事業所
- ただし、情報公表されているデータは、過去に情報公表された中から最新データが掲載されます。

3 次年度以降の情報公表の手続き

情報公表対象となる事業所については、年1回は必ず情報公表を行うこととされており、既存事業所で公表対象となる事業所については、埼玉県指定情報公表センターから報告についての案内があります。

案内された内容に従い、期間内に報告を行ってください。

4 手数料について

埼玉県では、平成24年度から調査手数料及び公表手数料ともに徴収しないこととしております。

介護サービス情報の公表制度に関する県担当窓口 埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 TEL 048-830-3254 FAX 048-830-4781



埼玉県のマスコット
コバトン